

第5節 土地区画整理事業の施行として行う開発行為  
〔法第29条第1項第5号〕

法第29条第1項第5号

土地区画整理事業の施行として行う開発行為

〔審査基準 2〕

土地区画整理事業の施行として行う開発行為は、土地区画整理法の認可を受けることによって都市計画上十分な配慮がなされたうえで行われることから、本条の適用が除外される。